

平成27年度飯田市議会報告会開催方針

- 1 目的 飯田市自治基本条例に規定されている「開かれた議会運営」及び「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、議会報告会を起点に市民の声を政策づくりに反映することを目的とする。
- 2 主催／共催 飯田市議会/各地区まちづくり委員会
- 3 開催時期 平成27年10月1日（木）～ 10月8日（木）
- 4 対象者 飯田市民一般
- 5 開催方法
(1) 次のようにブロックごと開催する。

ブロック	地区	開催日	会場
竜東	下久堅 上久堅 千代 龍江	10月1日（木）	龍江公民館
中部	松尾 竜丘 川路 鼎	10月2日（金）	松尾公民館
西部	三穂 山本 伊賀良	10月5日（月）	伊賀良公民館
北部	座光寺 上郷	10月6日（火）	上郷公民館
飯田5地区	橋北 橋南 羽場 丸山 東野	10月7日（水）	羽場公民館
遠山	上村 南信濃	10月8日（木）	上村コミュニティセンター

(2) 会議形式

全体会及び分科会の2つの形式を用いる。分科会は常任委員会単位で設け、少人数で専門分野の意見を出しやすい形式とする。

6 内容

(1) 全体会

主な議会活動の報告のほか、議会報告会を起点とした政策づくりの流れについて説明。

(2) 分科会

ア「委員会活動報告」と「意見交換会」の2部構成。

イ「委員会活動報告」では、前年度の議会報告会以後の委員会活動について、市民意見等に基づく調査研究結果及び行政評価の結果についての報告を基本とし、定例会における委員会審査のうち、特徴的なものについて報告を行う。

ウ「意見交換会」については、議会で調査研究するとした課題等のテーマを設定し意見交換を行う。

エ 分科会資料は、委員会活動、調査研究報告及び意見交換を簿冊にして分科会単位で配布する。

7 市民からの意見への対応

意見交換会の中で出された市や議会に対する意見又は要望の中から、課題の抽出を行い、調査研究の対象としていく。また、執行機関に申し送るべきものは申し送り、調査研究の対象以外のものは行政評価の対象とするものとその他のものに分け、その過程を含め公表していくことで市民からの意見に応えていく。

8 その他

(1) 分科会における意見交換会は、課題等を共有する場と位置づけ、意見や感想等を出していただく。また、テーマについては、事前に周知し市民が意見を出しやすい環境づくりに努める。

(2) 出席者アンケートを実施し以後の取組につなげる。